

- 一 名称 蓬田漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 東津軽郡蓬田村
- 四 区域

	水	域	
次のア点からク点までを順次結んだ線及びク点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面			水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域
ア点	北緯四〇度五九分一四秒〇一八七		
	東経一四〇度三九分一三秒四六四三		
イ点	北緯四〇度五九分一六秒〇四四二		
	東経一四〇度三九分三二秒二〇八二		
ウ点	北緯四〇度五八分四六秒七三二七		
	東経一四〇度五八分三九秒一七二二		
エ点	北緯四〇度五八分四四秒七八五一		
	東経一四〇度三九分四九秒〇九四七		
オ点	北緯四〇度五八分四九秒五八二二		
	東経一四〇度三九分一七秒三一七四		
カ点	北緯四〇度五八分五二秒八一七四		
	東経一四〇度三九分一四秒六六三〇		
キ点	北緯四〇度五八分五五秒六八五四		
	東経一四〇度三九分一四秒七三二五		
ク点	北緯四〇度五九分一秒一七〇四		
	東経一四〇度三九分一五秒四五一一		

青森県告示第二百十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 後潟漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 青森市
- 四 区域

	水	域	
次のア点から工点までを順次結んだ線及び工点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面			水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域
ア点	北緯四〇度五六分七秒四七五四		
	東経一四〇度三九分四七秒四六三五		
イ点	北緯四〇度五六分一一秒二七〇五		
	東経一四〇度四〇分五秒九九八〇		
ウ点	北緯四〇度五五分五秒九三九二		
	東経一四〇度四〇分一一秒四九四六		
エ点	北緯四〇度五五分五秒一六〇三		
	東経一四〇度三九分五三秒〇三九〇		

青森県告示第二百十四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 奥内漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 青森市
- 四 区域

	水	域	
次のア点からカ点までを順次結んだ線及びカ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面及び奥内川河川水面			水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域
ア点	北緯四〇度五三分三三秒七三五六		
	東経一四〇度四〇分二七秒一七〇二		
イ点	北緯四〇度五三分三六秒四三七四		
	東経一四〇度四〇分四六秒八〇六五		
ウ点	北緯四〇度五三分一三秒八〇八四		
	東経一四〇度四〇分五二秒〇九二九		
エ点	北緯四〇度五三分一一秒〇七三九		

青森県告示第二百十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

才点	東経一四〇度四分三三秒二一八九	北緯四〇度五三分一四秒一四五六
カ点	東経一四〇度四分三三秒〇三七〇	北緯四〇度五三分二一秒四四八三
(飛鳥地区)		
次のア点からカ点までを順次結んだ線及び力点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面		
ア点	北緯四〇度五二分二七秒一一三七	東経一四〇度四分五一秒九二五七
イ点	北緯四〇度五二分三三秒四一六五	東経一四〇度四分一四秒〇一九四
ウ点	北緯四〇度五二分一秒六〇四五	東経一四〇度四分二一秒二五五三
エ点	北緯四〇度五二分一五秒八八六九	東経一四〇度四分〇秒二二二八
オ点	北緯四〇度五二分一九秒〇八二三	東経一四〇度四分五七秒七〇三五
カ点	北緯四〇度四分五三秒五八八八	東経一四〇度四分五三秒五八八八

(飛鳥地区)
水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域

水	域	陸	域
次のア点からカ点までを順次結んだ線及び力点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面		水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域	
ア点	北緯四〇度五二分二八秒四三五六		
	東経一四〇度五二分二秒一八〇八		

青森県告示第二百十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

イ点	北緯四〇度五三分三九秒六七九九	東経一四〇度五一分二七秒二七八二
ウ点	北緯四〇度五三分四六秒八〇七七	東経一四〇度五一分三六秒七六五〇
エ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
オ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
カ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
キ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
ク点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
ケ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
コ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
サ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
シ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
ス点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
セ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
ソ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六
タ点	北緯四〇度五三分五〇秒九七九六	東経一四〇度五一分四〇秒九七九六

青森県告示第二百十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

水	域	陸	域
次のア点からカ点までを順次結んだ線及び力点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面		水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域	
ア点	北緯四〇度五三分三〇秒三七八九		
	東経一四〇度五二分二七秒六二五一		

水 域	<p>(稲生地区) 次のア点からカ点までを順次結んだ線及びカ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四〇度五八分三七秒〇三七六 東経一四〇度五二分七秒七七二二 イ点 北緯四〇度五九分二秒九二二一 東経一四〇度五二分四秒一九二九 ウ点 北緯四〇度五九分三秒九四四九 東経一四〇度五八分五秒一五二九 エ点 北緯四〇度五八分五秒八七〇四 東経一四〇度五二分三秒八五五六 オ点 北緯四〇度五八分四秒六四四一 東経一四〇度五二分二秒六四〇二 カ点 北緯四〇度五八分三秒六四〇二 東経一四〇度五二分二秒三三三四八 (浦田地区) 次のア点から才点までを順次結んだ線及び才点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四〇度五七分三一秒〇五五〇 東経一四〇度五一分四七秒三一八二 イ点 北緯四〇度五七分三〇秒四四七九 東経一四〇度五一分三一秒九四三三四 ウ点 北緯四〇度五七分四八秒三八〇二 東経一四〇度五一分二七秒一〇六二 エ点 北緯四〇度五七分四九秒三六一七 東経一四〇度五一分五一秒九六四二 オ点 北緯四〇度五七分三七秒六七八五 東経一四〇度五一分五五秒一九〇八</p>	陸 域	<p>(稲生地区) 水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p> <p>(浦田地区) 水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p>
-----	---	-----	---

青森県告示第百一十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

- 一 名称 東田沢漁港
- 二 種類 第一種漁港

青森県知事 三 村 申 吾

三 所在地 東津軽郡平内町 四 区域

水 域	<p>次のア点からサ点までを順次結んだ線及びサ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面及び長沢川河川水面</p> <p>ア点 北緯四〇度五九分五一秒〇二五〇 東経一四〇度五四分五〇秒九五九四 イ点 北緯四〇度五九分五秒八四七九 東経一四〇度五五分六秒〇六三三 ウ点 北緯四〇度五九分四〇秒二五八八 東経一四〇度五五分四秒三六六五 エ点 北緯四〇度五九分三秒四六四六 東経一四〇度五五分一八秒七九一六 オ点 北緯四〇度五九分三秒六九三二 東経一四〇度五五分一五秒七二五五 カ点 北緯四〇度五九分三秒六四三三 東経一四〇度五五分一三秒〇五三二 キ点 北緯四〇度五九分三秒三七四八 東経一四〇度五五分一三秒〇五三二 ク点 北緯四〇度五九分四〇秒二三八七 東経一四〇度五四分五八秒七一八五 ケ点 北緯四〇度五九分四〇秒二三八七 東経一四〇度五四分五八秒七一八五 コ点 北緯四〇度五九分四七秒三〇六四 東経一四〇度五四分七秒三〇六四 サ点 北緯四〇度五九分四八秒八二〇七 東経一四〇度五四分四九秒二五八一</p>	陸 域	<p>水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p>
-----	---	-----	------------------------------------

青森県告示第百一十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

- 一 名称 清水川漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 東津軽郡平内町

青森県知事 三 村 申 吾

四 区域

<p>(清水川地区) 次のア点からキ点までを順次結んだ線及びキ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四〇度五五分四三秒一四二九 東経一四一度一分三三秒九〇八〇</p> <p>イ点 北緯四〇度五五分三三秒五三〇七 東経一四一度一分三〇秒三〇二五</p> <p>ウ点 北緯四〇度五五分二四秒二〇二五 東経一四一度二分九秒四四三七</p> <p>エ点 北緯四〇度五五分九秒八五五三 東経一四一度一分五〇秒四四二四</p> <p>オ点 北緯四〇度五五分一八秒一二五四 東経一四一度一分三四秒六九〇二</p> <p>カ点 北緯四〇度五五分二五秒九〇二七 東経一四一度一分二五秒九〇二七</p> <p>キ点 北緯四〇度五五分二九秒三二五二 東経一四一度一分一九秒二〇一六</p> <p>(口広地区) 次のア点からオ点までを順次結んだ線及びオ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四〇度五四分五五秒〇九〇三 東経一四一度二分一五秒五三三一</p> <p>イ点 北緯四〇度五五分七秒二五二一 東経一四一度二分二二秒二六三二</p> <p>ウ点 北緯四〇度五五分〇秒八〇〇五 東経一四一度二分四三秒四五六三</p> <p>エ点 北緯四〇度五四分四九秒三二七七 東経一四一度二分三七秒一〇六五</p> <p>オ点 北緯四〇度五四分五二秒九四五四 東経一四一度二分三三秒四一一一</p>	<p>(清水川地区) 水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p> <p>(口広地区) 水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p>
--	--

青森県告示第二百十九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 横浜漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 上北郡横浜町
- 四 区域

<p>次のア点からキ点までを順次結んだ線及びキ点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面及び三保川河川水面</p> <p>ア点 北緯四一度三分五五秒一八一 東経一四一度四分三三秒七八五三</p> <p>イ点 北緯四一度三分五四秒八六四二 東経一四一度一分二五秒四四四三</p> <p>ウ点 北緯四一度六分二秒八六八七 東経一四一度一分三秒七三六一</p> <p>エ点 北緯四一度六分三秒五三四八 東経一四一度四分五二秒四一三二</p> <p>オ点 北緯四一度五分三秒四二〇八 東経一四一度四分五五秒〇六七六</p> <p>カ点 北緯四一度四分四六秒八八四八 東経一四一度四分五九秒二二七六</p> <p>キ点 北緯四一度四分三九秒〇七二四 東経一四一度四分三三秒〇七二四</p>	<p>水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域</p>
--	------------------------------------

青森県告示第二百二十号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 奥戸漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 下北郡大間町
- 四 区域

水 域	陸 域
-----	-----

<p>(奥戸地区)</p> <p>次のア点からク点までを順次結んだ線及びク点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面及び奥戸川河川水面</p> <p>ア点 北緯四一度二九分九秒一八〇三 東経一四〇度五四分一三秒八一五七</p> <p>イ点 北緯四一度二九分一四秒九〇八七 東経一四〇度五三分五二秒六一五七</p> <p>ウ点 北緯四一度二九分四九秒六八五九 東経一四〇度五四分四秒四九八八</p> <p>工点 北緯四一度二九分四四秒〇二六五 東経一四〇度五四分三秒四六四九八</p> <p>才点 北緯四一度二九分四一秒三九四二 東経一四〇度五四分三秒四六七四五</p> <p>力点 北緯四一度二九分三六秒一一九八 東経一四〇度五四分三秒四〇八七四</p> <p>キ点 北緯四一度二九分三二秒四二二八 東経一四〇度五四分二秒四二二八</p> <p>ク点 北緯四一度二九分三一秒六一五四 東経一四〇度五四分二秒三秒六四八八</p> <p>ケ点 北緯四一度二九分二八秒五三六五 東経一四〇度五四分一九秒四九〇八</p> <p>コ点 北緯四一度二九分二〇秒五八〇一 東経一四〇度五四分一六秒七八四七</p> <p>(小奥戸地区)</p> <p>次のア点からケ点までを順次結んだ線及びク点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四一度三〇分一秒二一七九 東経一四〇度五四分三〇秒四九三六</p> <p>イ点 北緯四一度三〇分四秒六二二二 東経一四〇度五四分一八秒〇〇二五</p> <p>ウ点 北緯四一度三〇分七秒一一〇二 東経一四〇度五四分三秒五六〇七</p> <p>工点 北緯四一度三〇分二秒五七七八 東経一四〇度五四分四〇秒一六一一</p> <p>才点 北緯四一度三〇分一秒二四一五 東経一四〇度五四分四〇秒九三三八</p> <p>力点 北緯四一度三〇分八秒六九七二 東経一四〇度五四分三秒八秒六一</p> <p>キ点 北緯四一度三〇分五秒九六六〇 東経一四〇度五四分三秒五秒〇一〇七</p> <p>ク点 北緯四一度三〇分四秒五五〇〇 東経一四〇度五四分三秒五七七九</p> <p>ケ点 北緯四一度三〇分二秒五〇〇八 東経一四〇度五四分三一秒〇六五三</p>	<p>(奥戸地区)</p> <p>水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域</p> <p>(小奥戸地区)</p> <p>水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域</p>
---	--

青森県告示第二百一十一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 下手浜漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 下北郡大間町
- 四 区域

<p>水</p> <p>次のア点からク点までを順次結んだ線及びク点とア点を結んだ線により囲まれた区域内の海面</p> <p>ア点 北緯四一度三二分四六秒一七四二 東経一四〇度五四分四九秒一五九二</p> <p>イ点 北緯四一度三二分五八秒〇〇五九 東経一四〇度五五分一秒九八三二</p> <p>ウ点 北緯四一度三二分三秒八九五六 東経一四〇度五五分三秒七七一七</p> <p>工点 北緯四一度三二分二秒八七四五 東経一四〇度五五分一秒四四七二</p> <p>才点 北緯四一度三二分四秒〇二五三 東経一四〇度五五分四秒一〇九六</p> <p>力点 北緯四一度三二分四秒三三三三 東経一四〇度五四分五秒四二二三</p> <p>キ点 北緯四一度三二分四秒五五六四 東経一四〇度五四分五秒〇四五二</p> <p>ク点 北緯四一度三二分四秒六七四〇 東経一四〇度五四分五秒二三三八</p>	<p>陸</p> <p>水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内の地域</p>
---	--

青森県告示第二百一十二号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第二項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

一 名称 野牛漁港
 二 種類 第二種漁港
 三 所在地 下北郡東通村
 四 区域

青森県知事 三 村 申 吾

次のア点から才点までを順次結んだ線及び才点とア点とを結んだ線により囲まれた区域内の海面 ア点 北緯四一度二分二八秒五五八 東経一四一度二分七秒八五六 イ点 北緯四一度二分四分八三〇 東経一四一度二分四分八三〇 ウ点 北緯四一度二分四分八三〇 東経一四一度二分四分八三〇 工点 北緯四一度二分四分八三〇 東経一四一度二分四分八三〇 才点 北緯四一度二分四分八三〇 東経一四一度二分四分八三〇	水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域
--	-----------------------------

青森県告示第二百二十三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により、漁港を次のとおり指定するので、同条第十項の規定により告示する。

平成二十五年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称 小舟渡漁港
- 二 種類 第二種漁港
- 三 所在地 三戸郡階上町
- 四 区域

次のア点からキ点までを順次結んだ線及び水域の欄に規定する線及び水際線	水域の欄に規定する線及び水際線
------------------------------------	-----------------

キ点とア点とを結んだ線により囲まれた区域内の海面 ア点 北緯四〇度二七分二七秒九四三 東経一四一度三九分五秒一二五 イ点 北緯四〇度二七分三秒六一〇 東経一四一度四分三秒九七二 ウ点 北緯四〇度二分四分八三〇 東経一四一度四分三秒八五六 工点 北緯四〇度二分四分八三〇 東経一四一度四分三秒八五六 才点 北緯四〇度二分四分八三〇 東経一四一度四分三秒八五六 キ点 北緯四〇度二分四分八三〇 東経一四一度四分三秒八五六	水域の欄に規定する線及び水際線により囲まれた区域内地域
--	-----------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭